

幼稚園等を設置する学校法人が小学校等を設置する場合における資産要件(借入金)に関する審査基準の改正について(案)

【審査基準見直しの考え方】

- 私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）の設置にあたっては、学校の安定的な運営を担保する観点から、審査基準において資産要件を定めており、原則、設置に係る負債がないこととしている。ただし、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金や、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（以下、「小学校法人等」という。）については、一定要件を満たす場合には、借入れ(担保提供)を認めている。
- 一方、幼稚園・専修学校・各種学校を設置する学校法人（以下、「幼稚園法人等」という。）が小学校・中学校・中等教育学校・高等学校を設置する場合は、一般的に既設校よりも学校規模が大きくなることが見込まれ、設置費用の負担が既設校の運営等に影響も及ぼす可能性があることから、借入れがある場合は認めていない。
- このことについて、幼稚園法人等の経営状況や規模は千差万別であり、幼稚園法人等であることのみをもって、小学校法人等では認めている借入れを認めないということには合理的な理由がないことから、当該規定を改め、小学校法人等と同様に、一定の要件を満たす場合には借入れを認めることとする。

大阪府私立全日制高等学校等の設置認可等に関する審査基準 改正（案） 新旧対照表

<p>【現行】府審査基準（抄）</p> <p>大阪府知事（以下「知事」という。）が、全日制の課程又は定時制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置及び私立学校の収容定員に係る学則の変更認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号、以下「設置基準」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、<u>既に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</u></p> <p>ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p> <p>エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>	<p>【改正案】</p> <p>【略】</p> <p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、<u>既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</u></p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>
---	---

大阪府私立小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準 改正（案） 新旧対照表

<p>【現行】府審査基準（抄）</p> <p>大阪府知事(以下「知事」という。)が、私立小学校及び私立中学校(以下「私立学校」という。)の設置及び収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第1 学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、既に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p> <p>エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>	<p>【改正案】</p> <p>【略】</p> <p>第1 学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、<u>既設の学校法人が私立学校を設置する場合は</u>、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>
---	---

大阪府私立中等教育学校の設置認可等に関する審査基準 改正（案） 新旧対照表

【現行】府審査基準（抄）	【改正案】
<p>大阪府知事(以下「知事」という。)が、私立中等教育学校(以下「私立学校」という。)の設置、私立学校の課程・学科の設置及び私立学校の収容定員に係る学則変更の認可を行う場合は、関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、既に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p> <p>エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>	<p>【略】</p> <p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>

大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準 改正（案） 新旧対照表

【現行】府審査基準（抄）	【改正案】
<p>大阪府知事（以下「知事」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、<u>既に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人</u>が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。</p> <p>イ 借入先が確実な金融機関であること。</p> <p>ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。</p> <p>エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、私立学校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>	<p>【略】</p> <p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 私立学校の設置に係る負債(日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。)がないこと。</p> <p>(5) (4)にかかわらず、<u>既設の学校法人</u>が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>(6)～(9) 【略】</p>

